清代雍正期の童華『長崎紀聞』について

松浦章

一　緒　言

清代の日中関係史は長崎貿易を機軸にした中国商人の長崎来航という形態で行われていたことは周知のことであるが、この清代の日中関係の状況を概観したものとしては、清末に来日した中国人の記述に一般的に見られるところである。具体例を光緒五年（一八七九）閏三月に来日した王韜の来日記録『扶桑遊記』巻上、光緒五年閏三月十二日（一八七九年五月二日）の記録に見える。彼は前日の十一日に上海からの船で長崎に到着している。

我国與東瀛、通商貨舶至長崎、各以土宜交易已久、至元・明益盛。二百余年前、舶商向報戸部、又於江浙藩司領照、而従乍浦出口、購買洋銅、以資鼓鋳。

とあるように、清代の中国と日本との関係は通商関係を中心に行われ、特に日本に来航する中国商人が清朝政府が必要とする鼓鋳用の日本銅を購入することにあった。その対日貿易の中国側の中心地が浙江省嘉興府平湖県の乍浦鎮であった。王韜の記述は、同治十年（明治四、一八七一）の日清修好条約成立以前における日中関係の状況を端的に述べている。

一八七一年（同治十、明治四）の日清修好条約成立以前において長崎へ来航した中国商人が書き残したものは汪鵬の記した『袖海編』[1]が唯一知られていた。来日した中国人の記録としては汪鵬の『袖海編』が詳細に長崎事情等を記述していることは周知のことである。汪鵬自身、汪竹里と称して長崎に来航していた商人[2]であったため彼の記録は詳細である。汪鵬はさらに日本に残された中国佚書の中国への伝来に貢献した[3]。

汪鵬来日以前に、清代官吏が記した長崎の記録が知られる。それは、北京図書館に所蔵される雍正時代の地方官であった童華の記録の中に『長崎紀聞』と題された書である。その記録を記したのは雍正年間に蘇州知府を勤めた童華という官吏である。

本稿は童華とその記録『長崎紀聞』を通じて清代前期の雍正時代

における官吏の記した日本事情について述べてみたい。

二　童華の経歴

『長崎紀聞』を記した童華の経歴を知る史料として基本的には『国朝耆献類徴初編』巻二百二十八に見える伝である。ここに収められた伝は袁牧が記した「蘇州府知府童公伝」（『小倉山房文集』巻七所収）と、彭紹升による伝（『二林居士集』巻二十一）とである。『清史列伝』巻七十五、『国朝先正事略』巻五十二にも童華の伝が掲載されている。また『碑伝集』巻百一に収められた伝は、沈大成撰による「前蘇州府知府童公華伝」（『学福斎集』巻十七）である。さらに同治『蘇州府志』巻五十五にも童華の伝が知られる。これら童華の伝記史料は主に彼が蘇州知府時代に財政改革に尽力した業績を述べるのみで、彼の履歴の詳細については殆ど触れていない。そこで童華の官歴を追ってみることにする。

最近中国第一歴史檔案館から刊行された『清代官員履歴檔案全編』第一冊に童華の経歴に関して若干の記録が知られるため、まず『清代官員履歴檔案全編』の記述から引用してみたい。

> 童華、浙江紹興府会稽県貢生、年四十九歳、捐知県即用、雍正四年三月内補授平山県知県、本年五月内特旨補授真定府知府。(4)

とある。童華は浙江省紹興府会稽県の貢生であったが、捐納によって知県として登用され雍正四年（一七二六）三月には直隷省正定府の平山県の知県となり、五月には真定府の知府となったとされる。真定府は雍正元年（一七二三）に正定府と改称されたので同府内の知県から知府に短期間で昇格したことが判る。光緒『畿輔通志』巻三十、職官六に見える雍正期の正定府知府の項目を見るに「童華、浙江人、貢生、四年任(5)」とあり後任の鄒為龍が「七年任」とあることから童華は雍正四年（一七二六）から七年（一七二九）まで正定知府であったことが知られる。さらに同治『蘇州府志』巻五十五、職官四に見える国朝、知府の項目には童華の在任は記されるが、在任期間は記されていない。同書の巻七十に童華の伝が見える。

> 童華、字心撲、山陰人、諸生入資得知県、雍正七年知蘇州府、為治精勤廉幹、発奸摘伏如神、事有不可、持之甚力。……九年引見去。(6)

とある。この記述によれば、童華は雍正七年（一七二九）より雍正九年（一七三一）まで蘇州知府であったことが知られる。蘇州知府としての童華は清廉潔白、不正を暴き多くの賞賛を得たようで高く評価された。

その後、沈大成の「前蘇州府知府童公華伝」では、童華は陝西経略を命ぜられ、乾隆元年（一七三六）には福州知府、更に漳州知府となり「卒己未十月某日也。年六十五、公卒之日」とあることから、童華は康熙十四年（一六七五）に生まれ、己未年即ち乾隆四年（一七三九）に没したことが知られる。

三　「長崎紀聞」の内容

童華の記した記録は現在北京図書館の古籍善本室に所蔵される「童氏雑著五種六巻」（図書番号一六六八）である。近年『北京図書館古籍珍本叢書』第七十九冊に収められ刊行された。その内容は『童氏雑書』[7]五種、全六巻であり、同書は「長崎紀聞」、「銅政条議」、「赤城誌抄」、「駱駝経」、「九家窯屯工記」、「工上雑成」各一巻、計六巻からなる。「長崎紀聞」と「銅政条議」が一種とされているため『童氏雑書』五種、全六巻となっている。

『童氏雑書』五種に収められる『長崎紀聞』であるが、その最初に「童氏雑書序」（五葉）があり、「長崎紀聞」一巻（十一葉）はそれに続いている。童華は、「童氏雑書序」において、童華自ら次のように記している。

> 皇上御極之七年、以江南為財賦重地、而民間旧欠、積至千百余万之多、未必尽欠在民也。命総理大臣四員、会同督撫、徹底清査、各府設分査大員一人、各州県衛設協査官一人、分司其事、限以両年為期。……特簡臣華由直隷正定知府調任前往。親承聖訓而出、随復奉旨将蘇州分査大員印務交華兼理。

とあるように、雍正七年（一七二九）雍正帝は江南の財政問題とくに滞納税の解消を命じ、その一環として童華が蘇州知府として直隷正定知府から蘇州知府に調任されたことを自ら記している。その蘇州知府在任中の時期を追慕して、さらに同書の序文の中で、

> 追思在蘇時、曽辦洋銅百万。於各商交銅之際、詢以長崎風土、至今猶能記憶、因信筆録出、名曰長崎紀聞。蓋華在呉二年、辦銅多而為日久。故問之説而知之。（下略）

とあるように、童華が蘇州知府として在任した二年の間に、日本銅を中国にもたらした商人等から聞知した記憶をもとに記したことが判る。

この序文を記したのは、

> 雍正十三年中秋前三日、会稽童華題於酒泉客舎。

とあり、雍正十三年（一七三五）八月十二日に甘粛省の粛州の酒泉にあった客舎で記している。

上述の童華の序文からも明らかなように、雍正七年（一七二九）から雍正九年（一七三一）までの蘇州知府在任中に聞知した長崎貿易に関する内容であることは明らかであろう。

『長崎紀聞』は全一巻であるが、十八項目に分けて書かれており、それを節毎に便宜上分けると十八節に分けることできる。本稿ではそれに一節より十八節まで〔1〕より〔18〕の番号を付し、以下論じたい。

(一)「長崎紀聞」の概要

「長崎紀聞」の各節の記述内容に関して、ここではその原文と内容の大要を記してみることにする。各節の表題はその内容に即し適宜付してみた。

1　長崎の地理及び長崎統治の実情

〔1〕日本即倭国、有島七十二、長崎其一也。去国城二千余里、在江浙之正東。江之上海、浙之(乍)浦・寧波、皆可出口、約三千五六百里、順風六、七日可到。以其地近中国、洋商至彼辦銅、設為貿易之所。長崎不産銅、亦無田可耕、居民万余戸、頼商船、以給衣食。有将軍一員、操生殺予奪之権、其国中亦有将軍一員、一切政令、皆以両将軍主之、国王備位而已。長崎島将軍、往来各島、所轄不止一処、管商船交易者、名為王家、其国王之親属宗支也。歳一易、不帯家眷、如中国欽差例。管地方供応者、曰土王、無権而世襲。産銅之山、名大坂、去長崎甚遠、海運至国、自国至長崎、商人以貿易銅而帰。

第一節では長崎の地理的状況と長崎から中国に向けて輸出される日本銅が大坂に集荷され長崎に輸送され中国に向けて輸出されていたことが(8)明確に認識されていた。また日本の支配は将軍によって行われていること、長崎にも将軍がいるとしているが、これは長崎奉行のことを言ったもので、一年交替などの事情は中国側に詳細に知られていたことが判る。

2　五島の地理とその防備施設

〔2〕五島為長崎門戸、在長崎外五百里許、其上設鎗炮、為守禦計。土民依島而居、有田地。商船出入、必経五島、順風一日可到長崎、遇逆風収泊、其酋長撥小船二、三十隻、拽水縴逆行而上、十余日纔到。小船一隻、日取銀五銭、毎夜必有水口可泊、不令登岸。其男婦田廬、望見之云。

第二節は長崎の遙か海上に五島列島があるが、そこにある五島藩、福江藩の異国警備役に関することや其地での防備施設と、また逆風に遭遇して航行がままならぬ状況においては長崎港までの曳航される状況が述べている。

3　長崎の市内の情況

〔3〕倭人以中国為大唐、初通洋時、見客商甚敬畏、遇唐人於塗、皆匍伏候過遠、然後敢起。入其室、則男子俯走而避、独留婦女。倭俗無礼禁、雑坐淫虐、聴客所為、甚至乗機窃物、始為倭人所軽。客商中奸黠者、復陰附之、教以書字、為立法禁、於是漸制唐人矣。初洋商到倭、分住各街、往来無節、継則止令住大唐街一処、而街之居民、復厭苦之、乃置土庫一所、名曰唐人館、実土牢也。三面背山、一面臨海、洋船到岸、捜查明白、人貨倶入庫中、重門厳守、不聴出入、毎歳以正月、三月、九月、許看花遊廟一次。毎船派費百余金、以作俯施、倭人帯刀、前後監守、名曰出遊、実利其財貨耳。

第三節では、日本人は当時中国を「大唐」と呼称指定していたことや、中国人に畏敬の念を持っていたことなどを述べ、長崎市内の地理的状況並びに人々の風俗に関して述べている。唐人屋敷が出来る以前の長崎来航中国人の長崎での居住形態すなわち唐人宿(9)と、唐

4　オランダ貿易の概況

〔4〕紅毛国人以大舶載貨、毎年至長崎與倭人交易、設有紅毛館、與唐人館、対峙海口而不相見。以條銅給唐商、以片銅給紅毛。幷以唐貨互易之。

第四節は、短い記述であるが、オランダと日本の交易の状況[10]と、オランダ人が中国商人とは接触せず、日本から輸出される銅が中国に対しては形状が棹状で有るのに対してオランダには銅片状で輸出されていたことが知られていた。

5　東南アジア諸国と日本の交易関係

〔5〕西南洋近者曰広南、即安南也、稍遠而呂宋、而暹羅、又遠而喀喇八、而馬城、再遠而紅毛。喀喇八、馬城、皆紅毛之属境也。紅毛在長崎之西南、蓋万余里、独與倭人交易、以其不尊天主教也。此外惟高麗去倭最近、順風一二日可到、両国往来通市、常和好云。

第五節は、日本と東南アジアとの航行距離や東南アジアにおけるオランダの拠点特にカラパ即ちバタヴィアについて述べ、そのオランダが日本との中継貿易を行っていることを指摘している。朝鮮李王朝を旧来の高麗としているが、日本に近く関係は良好であるとし

6　正徳新例による信牌の配布と銅取引の情況

〔6〕康熙五十年後、長崎始給倭照、以船之大小、定銅数之多寡、大約毎船七百箱者居多、大者至千八十箱、千二百箱而止、毎箱百斤。其照用蠟紙、写宋字、字甚端楷。定銅数、塡商名、用其国年号、鈐訳司印、訳司者、通事也。凡九姓大都皆商種也、司貿易之事、商人無照者、船不得収口、貨不得入市、一時江浙江蠶然、大照一張、値七八千金、小照四五千金、以質子銭家、亦可得一二千金、貴逾拱璧矣。新商無照者、租一照約輸銅一百二十箱、仍須旧商同去、供験明白、方准収貨。其照三年一換、逾期而往則銷燬不給。各商求如期而出、以奉倭法、始有鑽謀求託之弊。島中給照、燬照之権、倶在通事、於是通事。至唐館、踞首座頤指気使、直呼商名。不可如意、輒罵詈而去、商人嬖行賕伏媚詞泉涌、自同奴隷、積威約之漸也。

第六節では、日本側が正徳五年（康熙五四、一七一五）に実施した正徳新例即ち海舶互市新例について詳細に述べている。銅の輸出額、正徳新例により給付されることになった日本で命名した「信牌」即ち長崎通商証票が「倭照」と呼称されていた。その内容が具体的であることから、童華は信牌そのものを具体的に見ていた可能性が高いと思われる。そして中国貿易に関与した唐通事の役割についても述べ、また唐通事の横暴さも指摘している[11]。

7　商船による貿易の概況

〔7〕商船置貨出口、皆有定則。以絲紬為主、薬材則土茯令・大黄之類、雑貨則紅毡・磁器之類。新奇異物、不許私帯。倭人給銅之外、附以海参・鮑魚、毎斤作価一二両、進口発売、十不得三・四。有名無実、皆此類也。

第七節では長崎に於ける中国貿易の貿易品について述べている。中国産品を生絲、薬剤[12]毛氈、磁器類とし、日本産品には銅の他に干しなまこ、干し鮑などの海産物[13]があったことを述べている。

8　信牌と銅貿易

〔8〕銅商本無貲本、所号為殷実者、皆虚名耳。有倭照一二張者、即為殷商。憑照領銀、計七百箱之照、可領万金。租船裹帯之費、約至二千余金。此外倶置貨而出、不以贍家償債、在島不嫖賭、即為実商。亦有本商、不去另聘、行商出洋者。数年之後、與倭人熟識、一時不能更換、勢必任其花銷、故選択行商、不可不慎之於始也。

第八節では日本銅を輸入する中国商人に関して述べられている。日本側が発行した信牌に関して、信牌を入手する際の費用の高さを指摘している。信牌が中国商人の間で売買されていたことを明確に記している。

9　銅貿易の内容

〔9〕従前、洋銅価値、毎箱九両。商船来回、不過一年、故有獲利二三千金者。其後倭人増価十三両至十四両而止、来回或至年半、商人謹身節用、無意外之険、僅得数百金、多不過千金。今則毎箱又加増矣。在倭人、以銅鉱愈深、多費工本為詞、而於商貨略不増価、又来回必至両年之外、計出洋一次、毎船必虧折千金以上。此所以畏縮不前也。各省承辦官在蘇僑寓、購商領運急於星火。於是、束縛之、迫脅之、蔵匿逃竄、無頼者出而承領、則那新掩旧、花用去半、不出数年、而銅政大壊、必至之勢也。倭奴既以銅為奇貨、藉以僇辱商人、商人無利可図、而外受呵叱、内逼追呼、誰復有寄性命於風波之上者乎。

第九節では日本からもたらされた銅の価格に関して、従来は一箱が九両であったが、童華が蘇州知府の時には一三、一四両となり、以前は一年以内の内に二〇〇〇両、三〇〇〇両の利益を得たが、最近ではせいぜい数百から一〇〇〇両を越えることがないとされた[14]。

10　長崎市内の物価

〔10〕長崎食物之貴倍蓰内地。稲米毎石売価十両、鵞鴨毎隻二三両、鶏毎隻肉毎斤売銀五銭、皆故昂其価以病商人。島中有街八十余条、毎街分値一船、船到、其街人運貨上岸、日給薪水、皆取重値。街人終歳之需、倶出於商。商人住島一年、計用千金以上。住日久則商日困矣。

第一〇節は長崎市内の物価に関して、米、鶏肉などの価格。長崎

に滞在して生活する際に要する費用の高さなどを述べる。

11　長崎市内の唐三箇寺

〔11〕長崎有寺七十余、以金陵寺、漳州寺、泉州寺為最、号為唐三寺、皆昔年商人所建。其住持皆南僧、年老則另延中国僧人替之。寺甚修整、有凡榻掛画焚香、庭中佳卉羅列。倭人甚敬南僧、僧至唐館、則通事皆拱立迎送。商人頗為吐気。余寺皆住倭僧、有妻子、與俗人無異、其仏像與中国同。

第一一節は、長崎には七〇あまりの寺院があり、『長崎紀聞』が「以金陵寺、漳州寺、泉州寺為最、号為唐三寺」とする金陵寺とは俗に言う南京寺で興福寺のことである。漳州寺、泉州寺とあるがいずれも福済寺のことで、福済寺は初め泉州寺と称せられ、後に漳州寺と称せられた。長崎で唐三寺と呼称される三寺はさらに、崇福寺を加えている。崇福寺は福州寺と俗称されている。[15] 第一一節で言う「唐三寺」は、長崎で呼称される即ち興福寺・福済寺・崇福寺の三寺を誤って伝聞したのであろう。

12　長崎の廟等

〔12〕有至聖先師廟、大成殿、明倫堂、櫺星門規模全倣中国而精麗過之。先師四配十哲七十二賢牌位、皆由内地録写至彼、以洋漆描金装成之。蓋唐人初至倭時、教之立廟也。其将軍王家、倶在櫺星門外、行礼叩頭至地、以脚底反向上為敬。

第一二節は長崎における中国式廟について述べている。廟内に安置された牌位や調度品に関する事も触れている。

13　長崎の関帝廟、天妃廟及び林九舎について

〔13〕島中祀関帝・観音天妃、其道教祀林九舎。相伝呂宋、欲襲長崎、有閩人林九舎知風密報倭人、預為之備。呂宋船到不能上、因告倭人曰、此必林九舎泄吾国事、若以見予、當全軍而退、否則惟有決一死戦耳。倭人不予、九舎聞之、挺身前往、曰以吾一身而息両国之争、吾何惜一死。呂宋戮九舎而帰。倭人徳而祀之、零爽頗著。

第一三節は、長崎の館内町にある天后堂は関帝堂と呼称されいたが、[16] その廟の創建は元文元年（乾隆元年、一七三六）とされるから、これは唐人屋敷内に関帝廟、天妃廟として呼ばれた一角があったものと考えられる。これらは船乗りにとって航海の安全を祈願するために不可欠の神々であったからである。

14　キリスト教の扱い

〔14〕西洋皆尊天主教。聞天主為呂宋人、與長崎為世仇、興兵搆怨、間有日矣。倭人以銅板鏤天主像、置海岸。唐商至島、倶令跣足踐銅板、恐其有受天主教者也。正月初三日、島人男女、皆跣足踐銅板、以為勝会。唐人踐板以一足、島人雙足踐之。紅毛人上岸、亦令踐板而入。

第一四節は、キリスト教に関することであるが、ここではルソン島からの伝来と見られている。ただ信者か否かを判定する「踏み絵」に関しては詳細に述べられており、長崎へ来航した中国商人、オランダ商人、長崎市民も踏み絵を行った状況を述べている。

15　長崎の住民及び遊女

〔15〕長崎三面浜海、一面陸路、通其国城。冬不寒、偶霏微雪少、塵土花木鮮麗、屋宇清潔、糊以倭箋、冬月以哆囉鋪地、春夏易以紅毛籐席、男女跣足、脱履戸外、席地而坐、男女抜鬚剃頂留辺髪束諸脳後、而剪斉之、冬夏不冠、長衣平袖佩刀、佩両刀者為兵。婦女曳長衣、不裙不袴、施脂粉、不穿耳。以薬染歯黒如漆、無金銀珠翠之飾、玳瑁為梳、刻雲物着頂上、乖髪成鬟、髪長委地、光可以鑑。性好潔、雑諸香為湯、間日一浴。女閭七八百名、曰花街。居楼上者以奉唐商、楼下以待水手。妓至商館、終年不去。従婢一・二人、或三・四人、皆鮮衣美食、取給於商。商船瀕行、司計者籌其日用幷夜合之資、一妓動需五六百金、又索贈一二百金。求商本無虧、不可得矣。商人冒風濤、棄家室以競錐刀之利、乃日與此輩為伍、言語不通、瘡毒易染、貨財性命委之異域、豈不可惜。倭妓年十三四以上、至二十一二而止、無夫以客為夫、生女仍為妓、生男送南寺学唐書、習為訳司。年二十三以上、不復見客、始嫁、名為出花楼。富貴家娶為妻妾、以其粗識礼文、善酬応也。既嫁之後、遇旧商至島、仍往歓候、留教宿而去、男子不禁也。利其必有所得以帰耳。

第一五節は、長崎の住民の生活習慣、とくに普段の服装などに関して述べ、ついで長崎の遊郭に関する記述が比較的詳細に述べられている。遊女の生んだ子供が女子であればまた妓女に、男子であれば中国音を学ばせて通事にするなどに関して述べている。長崎の遊女に関しては古賀十二郎氏の大著[17]があり、この『長崎紀聞』を考察する上で有益である。

16　長崎の交通手段―馬・轎・舟―

〔16〕倭人不騎馬。有馬甚小、止供駄載而已。其貴官出則坐轎、轎前竪長鎗一桿。轎止一槓、安頂上、状如中国食盒。独開前一面、箕踞其中。両人舁之、離地不盈尺。内河有小船、鋭前方後、可漁可遊。軍器以鎗砲為上、弓長八九尺、坐地而射、其矢無翎、射不出二十歩。倭刀、佳者値百金。漆器軽薄不堅牢、索価甚重。洋錦、於中国薄紬上椎金作画、弾指可破。其余奇技淫巧之物、不適於用、吾無取焉。

第一六節は、長崎における交通手段である馬や駕籠や船などについて述べている。そして武器に関して槍、弓や日本刀などに触れている。日本の工芸品の品質は高くないことを指摘している。

17　長崎の金流通、中国との交流史

〔17〕倭俗用金片、毎片重四銭八分、刻有字記、有鉗金炎金之別。

鉗金只五六成、毎片作銀四両、炎金七八成、毎片作銀六両、価貴。内地銀止八成、毎両易千銭、銭小、字画不明、粗具肉好而已。按倭国即古之倭奴国、其地東西南北各数千里、西南至海、東北隔以大山、統附庸国百余。自漢武滅朝鮮、倭遣使通於漢。其大倭王居邪馬台国。光武、中元初、始来朝貢、後国乱、国人立其女子卑弥呼為王、又以宗女壹與継之、其後復立男王。歴魏・晋・宋・隋皆来貢、稍習夏音、唐咸亨初、更号日本、自以国近日所出、故名。開元・貞元中、其使有願留中国授経肄業者、久乃請還、故唐人有贈日本僧使諸詩。宋雍熙後、累来朝貢。熙寧後、以僧来。元初、遣使招諭、不至、命范文虎等率兵十万討之、至五龍山、暴風覆舟、無功而還、終元世竟不至。明初、国王良懐遣使朝貢、自永楽以後、其国君嗣立、皆受冊封、然明代江浙被倭患数十年不息、蓋中国人導之使来、亦沿海兵備、廃弛故也。五龍山疑即五島云。

第一七節は、日本の貨幣の流通、特に金幣すなわち小判、銀幣などの形状を述べている。そして古代の倭国との関係から始まりそして三国時代の魏、西晋、南朝の劉宋と隋、唐代中国との関係を経て、北宋時代の僧侶の入宋のこと、元寇そして明代に至るまでの日中関係の概略を記述している。

18　唐時代の日中関係

〔18〕唐初伐高麗・百済・新羅諸国。龍朔二年、劉仁願征百済、百済求救於倭、仁願大破百済於熊津。開元・貞元中、倭使留学中国日久、始畏其威、後被其教、故至今以中国為大唐人、有由来矣。

最後に唐代の日中関係に関して龍朔二年（六六二）の唐の百済遠征、開元（七一三―七四一）・貞元（七八五―八〇四）中の入唐僧による中国文化の日本への影響・受容を簡略に述べている。

第一八節以降は、「長崎紀聞」に続き「銅政条議」十葉があり、雍正時代における日本銅の輸入に関する内容が記述されている。紙幅の関係から検討は後日に残したい。

(二)　「長崎紀聞」の価値

雍正時代の日中貿易に関しては中国側の資料として雍正期の官吏の奏摺が重要な史料を提供している。この時期の重要な貿易品は中国側にとって日本の銅であった。雍正時代以前の康熙五五年（一七一六）当時、清朝に供給された日本銅は六二・五%であったのに対し、中国国内の雲南銅は三七・五%であった。[18] 雍正時代にあっても日本銅は六〇%近い供給量を誇っていたと思われる。

雍正元年（一七二三）九月初九日付けの鎮海将軍署理江寧巡撫軍務何天培の奏摺に、

窃江寧巡撫、毎年応辦五省銅斤二百七十七万一千九百九十八斤零、折算二万七千七百余担、毎担部費銀拾四両五銭、共応発司庫銀四拾万壱千九百参拾九両零。……査向例毎年上運銅価、毎

担商人領銀拾参両弐銭、下運銅価、毎担商人領銀拾弐両四銭。今拠各商領価時間僉云、洋内産銅漸少、銅価漸昂、倭照有限、採辦維艱。[19]

とあり、沿海五省で使用する銅は毎年二、七七一、九九八斤を必要とした。毎年中国商人よって輸入する日本銅は上半期が一斤（約六〇〇グラム）につき銀一三両二銭、下半期が一斤につき一二両四銭であった。

雍正二年（一七二四）十一月二十五日付けの同何天培の奏摺に、

查江省採辦銅斤、必須有倭照、商船方可往買。総計毎年進口洋船、止可得銅壱百参拾四万斤、則壱年之銅止有此数。[20]

雍正三年（一七二五）四月初三日付けの何天培の奏摺には、

今雍正三年分応辦上運銅八拾参万壱千五百九拾九斤零、共該部価銀拾弐万五百八拾壱両九銭零、応辦下運銅八拾参万壱千五百九拾九斤零、共該銀拾弐万五百八拾壱両九銭零、共応辦銅壱百六拾六万参千壱百九拾八斤零、共該発部価銀弐拾四万壱千壱百六拾参両八銭零。[21]

とあり、雍正三年（一七二五）に中国が日本より輸入した銅は一六六万三千余斤にのぼっていた。

康熙五十五年（一七一六）に輸入された日本銅が二七七万一九九九斤であったから[22]、それと比較して約四〇％減少していたものの日本は重要な供給源であったことに変わりない。

雍正五年（一七二七）正月二十八日付けの蘇州巡撫陳時夏の奏摺に、

查洋船三十九隻、毎船載銅七百六十箱、計七万六千斤、共得銅弐百九拾六万四千斤、毎船以五百箱抵完新銅、以弐百六拾箱激完旧欠。[23]

とある。また雍正五年九月十九日付けの浙江巡撫李衛の奏摺に、

浙省歴来辦銅情由、仰祈睿鑑事。窃查鼓鋳一事、上以裕国帑、而下以通民用、最関鉅務。[24]

とある。雍正時代初期の関心事は日本銅の確保であったことはこれらの奏摺からも明らかであろう。ところが雍正六年（一七二八）以降、日本へ貿易に赴く商人の動向に関心が移っていく。その最初が浙江総督管巡撫事の李衛の雍正六年八月初八日付けの奏摺である。

海外諸国与浙最近者、莫如日本、臣（李衛）毎留心查訪。[25]

とあるように、浙江省にとって最も近い外国は日本であるため李衛は細心の注意をはらっていた。その理由は次の通りである。

初時風聞、彼国有招致内地之人教習弓箭、不堪守分。[26]

とあるように、日本が中国人を招致して武術を習うなどのことが中国側の緊張を高めていたのであった。このことに関しては既に矢野仁一氏、山脇悌二郎氏、佐伯富氏、大庭脩氏等[27]によって明らかにされているところであるので、ここでは触れない。これらの中国側にとって好ましくない状況を看過することなく監視する体制を李衛は提案している。

同奏摺に、

密飭沿海文武営県及各口税関員役籍、盤詰米穀・軍器名色、厳行稽査。凡出洋装貨包箱等物、悉令打開験明。一応水手・舵工・商人・奴僕・附搭小客、倶著落牙行、査明籍貫・年貌、出具保結、限期回籍、返棹進口、点験人数。(28)

とあるように、沿海の文武官によって出港する船舶が違法の物品、特に米穀や武器などを積載していないかを点検し、船舶に乗船する乗組員や乗船者の本籍地、年齢、容貌を明記させ、また出港、寄港の日時や、人数を牙行から官府に報告させるようにするものであった。

四　小　結

『長崎紀聞』は上述のように雍正七年（一七二九）より雍正九年（一七三一）までの間に蘇州知府に就任した童華が職務上知り得た知識をもとに、雍正十三年（一七三五）八月に甘粛省粛州酒泉の客舎で記したものであった。

童華自身は長崎に来航することは無かったが、商人等から聞知した知識を記憶に基づいて記したものではあるが、雍正時代の日中関係とりわけ長崎の事情を比較的正確に記録していることは明らかであり、清代において長崎事情、日中貿易事情を記した初期の重要な記録と言える。童華は蘇州知府としてその職責から特に関心事であったのは、洋銅すなわち日本銅の中国への輸入に関することであったことは明らかである。「長崎紀聞」序文でも童「華在呉二年、辦銅多而日久」と記していることからも明らかであろう。「長崎紀聞」に続く「銅政条議」については次の機会に譲りたい。

〔附記〕

本稿は一九九九年八月一日より八月二日に杭州の浙江大学日本文化研究所主催の「清代における中日文化交流」国際学術討論会シンポジウムで報告した原稿をもとに作成したものである。

註

（1）『袖海編』は『昭代叢書』戊集続編所収本及び『小方壺斎輿地叢鈔』第十帙所収本がある。『小方壺斎輿地叢鈔』本は節略がある。翻訳としては実藤恵秀氏の訳「汪鵬　袖海編」が『長崎県史　史料編第三』（吉川弘文館、一九六六年三月）三〇九～三三頁に見える。翻訳をもとにした研究として高羅佩（ヴァングーリック）氏の「乾隆時代一支那人の日本観」が『東亜論叢』第二輯（文求堂書房、一九四〇年二月）二七五～二九六頁に掲載されている。

（2）松浦章「乾隆時代の長崎来航中国商人―汪縄武・汪竹里・程赤城を中心に―」『咿啞』第一〇号、一九七八年六月、五一八頁。

（3）松浦章「浙江商人汪鵬と日本刻『論語集解義疏』」『関西大学文学論集　文学部創設七十周年記念特輯』一九九五年三月、三八七～四〇一頁。

（4）『清代官員履歴檔案編』第一冊、一九頁、三五二頁。

（5）『畿輔通志』第四冊、河北人民出版社、七五七頁。

（6）光緒『蘇州府志』中国方志叢書・華中地方・第五号、成文出版社、一七六九頁。

（7）北京図書館所蔵、古籍善本室、「童氏雑著五種六巻」（図書番号一

六六八）所収。

『北京図書館古籍珍本叢刊　七九　子部・叢書類』（書目文献出版社）七九三～八〇一頁に収められている。

（8）永積洋子「大阪銅座」『日本産業史大系六近畿地方篇』東京大学出版会、一九六〇年三月、一九七一年四月、第二刷、四〇八～四一九頁。

（9）山本紀綱『長崎唐人屋敷』謙光社、一九八三年二月。

（10）山脇悌二郎『長崎のオランダ商館―世界のなかの鎖国日本―』中公新書。

秋野孝蔵『オランダ東インド会社―日蘭貿易のルーツ―』同文舘、一九八四年一二月。

科野孝蔵『東インド会社の歴史』同文舘、一九八八年一月、一四五～二六九頁。

（11）宮田安『唐通事家系論攷』長崎文献社、一九七九年一二月。

（12）宮下三郎『長崎貿易と大阪―輸入から創薬へ―』清文堂、一九九七年九月。

松浦章「清代大黄の販路について」『関西大学東西学術研究所紀要』第二三輯、一九九〇年三月。

（13）松浦章「日清貿易による俵物の中国流入について」『千里山文学論集』第七号、一九七四年三月。

（14）松浦章「清官商採辦洋銅回船隻」『関西大学文学論集』第四三巻第四号、一九九四年。

劉序楓「清康熙～乾隆年間洋銅的進口与流通問題」『中国海洋発展史論文集』第七輯、中央研究院中山人文社会科学究所、一九九九年三月、九三～一四四頁。

（15）『長崎市史　地誌編仏寺部下』長崎市、一九二三年三月、一五二、二五一、三六五頁。

（16）『長崎市史　地誌編仏寺部下』七七四頁。

（17）古賀十二郎『丸山遊女と唐紅毛人』前編、後編、長崎文献社、一九六八年八月、一九六九年一月。

（18）松浦章「康熙帝と正徳新例」『鎖国日本と国際交流』下巻、吉川弘文館、一九八八年二月、四三頁。

（19）『宮中檔雍正朝奏摺』第一輯、六八六頁。

（20）『宮中檔雍正朝奏摺』第三輯、五二四頁。

（21）『宮中檔雍正朝奏摺』第四輯、一一三頁。

（22）松浦章「康熙帝と正徳新例」四三頁。

（23）『宮中檔雍正朝奏摺』第七輯、三九二頁。

（24）『宮中檔雍正朝奏摺』第九輯、四頁。

（25）『宮中檔雍正朝奏摺』第十一輯、五三頁。

（26）『宮中檔雍正朝奏摺』第十一輯、五三頁。

（27）矢野仁一「支那の記録から見た長崎貿易」『長崎市史東洋諸国部通交貿易編』長崎市、一九三八年一一月。

山脇悌二郎『長崎の唐人貿易』吉川弘文館、一九六二年四月。

佐伯　富「康熙雍正時代における日清貿易」『中国史研究第二』東洋史研究会、一九七一年一〇月。

大庭　脩「享保時代の来航唐人の研究」『江戸時代における中国文化受容の研究』同朋舎出版、一九八四年六月。

（28）『宮中檔雍正奏摺』第十一輯、五五頁。

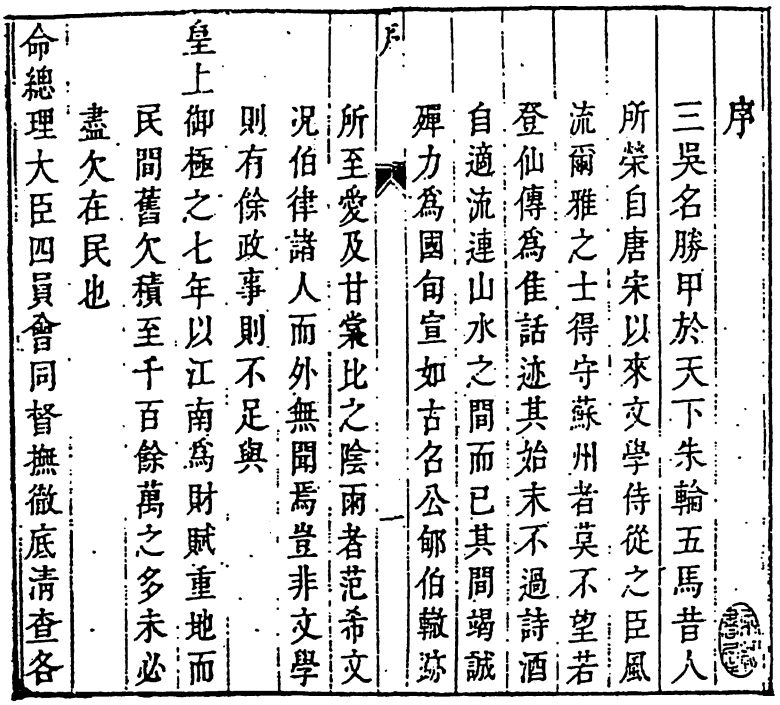

序　一

三吳名勝甲於天下朱輪五馬昔人
所榮自唐宋以來文學侍從之臣風
流爾雅之士得守蘇州者莫不望若
登仙傳爲佳話迹其始末不過詩酒
自適流連山水之間而已其間竭誠
殫力爲國旬宣如古名公郇伯韜跡
所至愛及甘棠比之陰雨者范希文
況伯律諸人而外無聞焉豈非文學
則有餘政事則不足與
皇上御極之七年以江南爲財賦重地而
民間舊欠積至千百餘萬之多未必
盡欠在民也
命總理大臣四員會同督撫徹底清查各

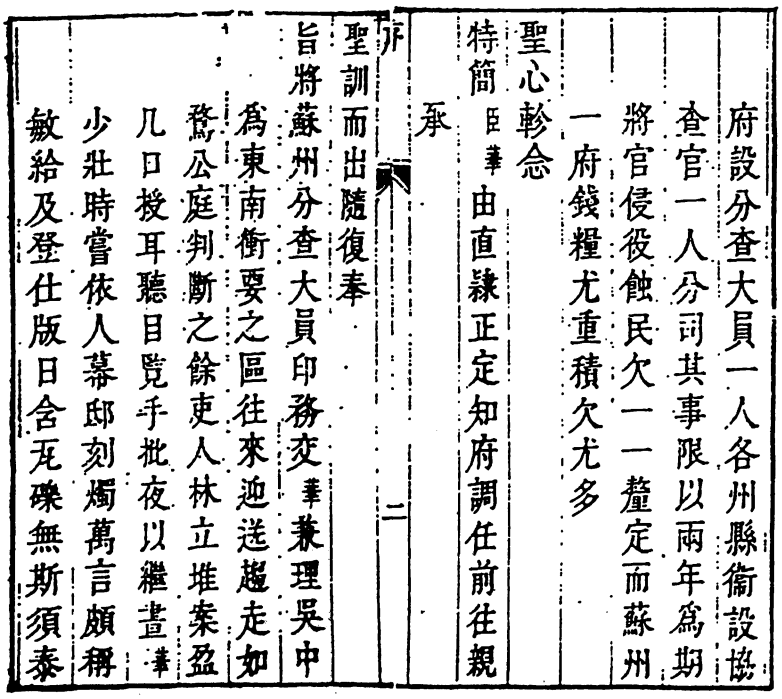

府設分查大員一人各州縣衙設協
查官一人分司其事限以兩年爲期
將官侵役蝕民欠一一釐定而蘇州
一府錢糧尤重積欠尤多
聖心軫念
特簡臣華由直隸正定知府調任前往親
承　二
聖訓而出隨復奉
旨將蘇州分查大員印務交華兼理吳中
爲東南衝要之區往來迎送趨走如
鶩公庭判斷之餘吏人林立堆案盈
几口授耳聽目覽手批夜以繼晝華
少壯時嘗依人幕邸刻燭萬言頗稱
敏給及登仕版日含瓦礫無斯須泰

逸時竊慕百里奚身爲秦相年逾七
十然且勞不坐乘暑不張蓋以此知
政在勤民若夫不勞而致上理非
所能也夙夜匪懈不敢怠遑臣子之
常分安有遺棄一切寄意山水詞翰
間號爲名高而民被其澤者耶以故
墨入硃出之外不暇更作一字期年
而百廢漸舉民樂而安之雖文學不
逮前人而政事則庶幾無愧焉辛亥
季冬淸查事竣壬子春引
見
乾淸宮奉有宣力西陲之
命叱馭而往勤事邊城晉理南山屯政計
鑿山開洞十餘里引水逆行工程危
險閱三載始告成中間攝行酒泉郡
事軍務倥傯比之在吳時更爲勞勚
餐風沐雪面黧髮白積勞成病乙卯
春乞解郡務仍以不善事上官被劾
羈管足不出戶彈琴靜坐之外苦無
書可讀乃追思在蘇時曾辦洋銅百
萬於各商交銅之際詢以長崎風土
至今猶能記憶因信筆錄出名曰長
崎紀聞蓋
在吳二年辦銅多而爲
日久故問之
而知之悉附以銅政
條議合成一書冀於
國家公事不無小補非如古人好奇問
外國山川風物欲自附於閎覽博物
君子之末也於以消永日而戢戒心

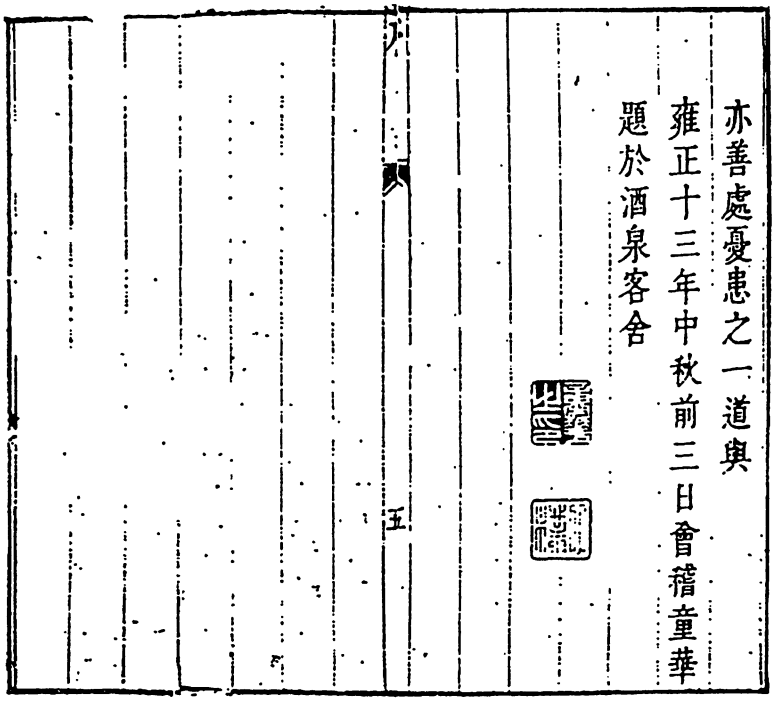

亦善處憂患之一道與
雍正十三年中秋前三日會稽童華
題於酒泉客舍

長崎紀聞

日本卽倭國有島七十二長崎其一也去國城二千餘里在江浙之正東江之上海浙之查浦寧波皆可出口約三千五六百里順風六七日可到以其地近中國洋商至彼辦銅設爲貿易之所長崎不產銅亦無田可耕居民萬餘戶賴商船以給衣食有將軍一員操生殺予奪之權其國中亦有將軍一員一切政令皆以兩將軍

主之國王備位而已長崎島將軍往來各島所轄不止一處管商船交易者名爲王家其國王之親屬宗支也歲一易不帶家眷如中國欽差例管地方供應者曰土王無權而世襲產銅之山名大坂去長崎甚遠海運至國自國至長崎商人以貨易銅而歸

五島爲長崎門戶在長崎外五百里許其上設鎗炮爲守禦計土民依島而居有田地商船出

入必經五島順風一日可到長崎遇逆風收泊其酋長接小船二三十隻搜水綁逆行而上十餘日纔到小船一隻日取銀五錢每夜必有水口可泊不令登岸其男婦田廬望見之云倭人以中國爲大唐初通洋時見客商甚敬畏遇唐人於塗皆匍伏候過遠然後敢起入其室則男子俯走而避獨留婦女倭俗無禮禁雜坐淫謔聽客所爲甚至乘機竊物始爲倭人所輕

客商中奸黠者復陰附之教以書字爲立法禁於是漸制唐人矣初洋商到倭分住各街往來無節繼則止令住大唐街一處而街之居民復厭苦之乃置土庫一所名曰唐人館實土牢也三面背山一面臨海洋船到岸搜查明白入貨俱入庫中重門嚴守不聽出入每歲以正月三月九月許看花遊廟一次每船派費百餘金以作佈施倭人帶刀前後監守名曰出遊實利其財貨耳

紅毛國人以大舶載貨每年至長崎與倭人交易設有紅毛館與唐人館對峙海口而不相見以絲銅給唐商以片銅給紅毛并以唐貨互易之

西南洋近者曰廣南即安南也稍遠而呂宋而暹羅又遠而咯喇八而馬城再遠而紅毛咯喇八馬城皆紅毛之屬境也紅毛在長崎之西南

蓋萬餘里獨與倭人交易以其不尊天主教也此外惟高麗去倭最近順風一二日可到兩國往來通市常和好云

康熙五十年後長崎始給倭照以船之大小定銅數之多寡大約每船七百箱者居多大者至千八十箱千二百箱而止每箱百斤其照用蠟紙寫宋字字甚端楷定銅數塡商名用其國年號鈐譯司印譯司者通事也凡九姓大都皆商

種也司貿易之事商人無照者船不得收口貨不得入市一時江浙囂然大照一張値七八千金小照四五千金以質子錢家亦可得一二千金貴逾拱璧矣新商無照者租一照約輸銅一百二十箱仍須舊商同去供驗明白方准收貨其照三年一換逾期而往則銷燬不給各商求如期而出以奉倭法始有鑽謀求託之樊島中給照燬照之權俱在通事於是通事至唐舘踞

首座頤指氣使直呼商名少不如意輒罵詈而去商人蠖行鼠伏媚詞泉涌自同奴隷積威約之漸也

商船置貨出口皆有定則以絲紬爲主藥材則土茯苓大黃之類雜貨則紅毡磁器之類新奇異物不許私帶倭人給銅之外附以海參鮑魚每斤作價一二兩進口發賣十不得三四有名無實皆此類也

銅商本無貲本所號爲殷實者皆虛名耳有倭照一二張者即爲殷商憑照領銀計七百箱之照可領萬金租船裹帶之費約至二千餘金此外俱置貨而出不以贍家償債在島不嫖賭即爲實商亦有本商不去另聘行商出洋者數年之後與倭人熟識一時不能更換勢必任其花銷故選擇行商不可不愼之於始也

從前洋銅價値每箱九兩商船來回不過一年

故有獲利二三千金者其後倭人增價十三兩至十四兩而止來回或至年半商人謹身節用無意外之險僅得數百金多不過千金今則每箱又加增矣在倭人以銅鑛愈深多費工本爲詞而於商貨略不增價又來回必至兩年之外計出洋一次每船必虧折千金以上此所以畏縮不前也各省承辦官在蘇僑寓購商領運急於星火於是束縛之迫脅之藏匿逃竄無賴者

出而承領則那新掩舊花用去半不出數年而銅政大壞必至之勢也倭奴既以銅爲奇貨稱以僇辱商人商人無利可圖而外受呵叱內逼追呼誰復有寄性命於風波之上者乎

長崎食物之貴倍蓰內地稻米每石賣價十兩鵝鴨每隻二三兩鷄每隻肉每斤賣銀五錢皆故昂其價以病商人島中有街八十餘條每街分值一船船到其街人運貨上岸日給薪水皆

取重值街人終歲之需俱出於商商人住島一年計用千金以上住日久則商日困矣

長岐有寺七十餘以金陵寺漳州寺泉州寺爲最號爲唐三寺皆昔年商人所建其住持皆南僧年老則另延中國僧人替之寺甚修整有几榻掛畫焚香庭中佳卉羅列倭人甚敬南僧僧至唐舘則通事皆拱立迎送商人頗爲吐氣餘寺皆住倭僧有妻子與俗人無異其佛像與中國同

有至聖先師廟大成殿明倫堂櫺星門規模全倣中國而精麗過之先師四配十哲七十二賢牌位皆由內地錄寫至彼以洋漆描金裝成之蓋唐人初至倭時教之立廟也其將軍王家俱在櫺星門外行禮叩頭至地以脚底反向上爲敬

島中祀關帝觀音天妃其道教祀林九舍相傳

呂宋欲襲長崎有閩人林九舍知風密報倭人預爲之備呂宋船到不能上因告倭人曰此必林九舍泄吾國事若以見予當全軍而退否則惟有決一死戰耳倭人不予九舍聞之挺身前往曰以吾一身而息兩國之爭吾何惜一死呂宋戮九舍而歸倭人德而祀之靈爽頗著

西洋皆尊天主教聞天主爲呂宋人與長崎爲世仇興兵搆怨間有日矣倭人以銅板鏤天主

像置海岸唐商至島俱令跣足踐銅板恐其有
受天主教者也正月初三日島人男女皆跣足
踐銅板以爲勝會唐人踐板以一足島人雙足
踐之紅毛人上岸亦令踐板而入
長崎三面濱海一面陸路通其國城冬不寒偶
霏微雪少塵土花木鮮麗屋宇精潔糊以倭箋
冬月以哆囉鋪地春夏易以紅毛簾席男女跣
足脫屨戶外席地而坐男子拔鬚剃頂留邊髮

束諸腦後而剪齊之冬夏不冠長衣平袖佩刀
佩兩刀者爲兵婦女曳長衣不裙不褲施脂粉
不穿耳以藥染齒黑如漆無金銀珠翠之飾玳
瑁爲梳刻雲物着頂上垂髮成髻髮長委地光
可以鑑性好潔雜諸香爲湯間日一浴女閭七
八百名曰花街居樓上者以奉唐商樓下以待
水手妓至商館終年不去從婢一二人或三四
人皆鮮衣美食取給於商商船瀕行司計者籌

其日用幷夜合之資一妓動需五六百金又索
贈一二百金求商本無虧不可得矣商人冒風
濤棄家室以競錐刀之利乃日與此輩爲伍言
語不通瘡毒易染貲財性命委之異域豈不可
惜倭妓年十三四以上至二十一二而止無夫
以客爲夫生女仍爲妓生男送南寺學唐書習
爲譯司年二十三以上不復見客始嫁名爲出
花樓富貴家娶爲妻妾以其粗識禮文善酬應

也既嫁之後遇舊商至島仍往狹倭留數宿而
去其男子不禁也利其必有所得以歸耳
倭人不騎馬有馬甚小止供馱載而已其貴官
出則坐轎轎前豎長鎗一裼轎止一嶺安頂上
狀如中國食盒獨開前一面箕踞其中兩人舁
之離地不盈尺內河有小船銳前方後可漁可
遊軍器以鎗砲爲上弓長八九尺坐地而射其
矢無鋼射不出二十步倭刀佳者值百金漆器

輕薄不堅牢索價甚重洋錦於中國薄紬上推金作畫彈指可破其餘奇技淫巧之物不適於用吾無取焉

倭俗用金片每片重四錢八分刻有字記有錯金炎金之別錯金只五六成每片作銀四兩炎金七八成每片作銀六兩價貴於內地銀止八成每兩易千錢錢小字畫不明粗具肉好而已

按倭國即古之倭奴國其地東西南北各數千里西南至海東北隔以大山統附庸國百餘自漢武滅朝鮮倭遣使通於漢其大倭王居邪馬臺國光武中元初始來朝貢後國亂國人立其女子卑彌呼爲王又以宗女壹與繼之其後復立男王歷魏晉宋隋皆來貢稍習夏音唐咸亨初更號日本自以國近日所出故名開元貞元中其使有願留中國授經肄業者久乃請還故唐人有贈日本僧使諸詩宋雍熙後累來朝貢

熙寧後以僧來元初遣使詔諭不至命范文虎等率兵十萬討之至五龍山暴風覆舟無功而還終元世竟不至明初國王良懷遣使朝貢自永樂以後其國君嗣立皆受冊封然明代江浙被倭患數十年不息蓋中國人導之使來亦沿海兵備廢弛故也五龍山疑即五島云

唐初伐高麗百濟新羅諸國龍朔二年劉仁願征百濟百濟求救於倭仁願大破百濟於熊津

開元貞元中倭使留學中國日久始畏其威後被其敎故至今以中國爲大唐人有由來矣